

○内閣府告示第二百九十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第百五十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年十一月二十八日付で認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 福島県
- 二 地域再生計画の名称 福島県企業立地活性化促進戦略（企業立地促進による活力ある県づくり）
- 三 地域再生計画の区域の範囲 福島県の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生支援利子補給金（四の五②）

○内閣府告示第二百九十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第百八十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年十一月二十八日付で認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 石川県
- 二 地域再生計画の名称 地域再生計画「石川県産業成長戦略」
- 三 地域再生計画の区域の範囲 石川県の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生支援利子補給金（四の五②）

○内閣府告示第二百九十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第九十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年十一月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 堺市
- 二 地域再生計画の名称 「自由都市・堺」再生計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 堺市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生支援利子補給金（四の五②）及び地域再生支援のための「特定地域プロジェクト」の編成（四の六）